

平成十一年法律第二百三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等
に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等 に関する法律
第二章 総則（第三条—第十七条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没 収等（第三条—第十七条）
第三章 没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）	没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）
第四章 保全手続（第二十二条—第四十一 条）	追徴保全（第四十二条—第四十九 条）
第五章 削除（第五十条—第五十三条）	第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に ついての国際共助手続等（第五十九条 —第七十四条）
第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）	第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）
附則	（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健
全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による收
益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを
用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重
大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的
な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施
するため、組織的に行われた殺人等の行為に対
する处罚を強化し、犯罪による収益の隠匿及び
收受並びにこれを用いた法人等の事業經營の支
配を目的とする行為を处罚するとともに、犯罪
による収益に係る没収及び追徴の特例等につい
て定めることを目的とする。

第二条 この法律において「団体」とは、共同の
目的を有する多数人の継続的結合体であつて、
その目的又は意思を実現する行為の全部又は一
部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め
られた任務の分担に従つて構成員が一体として
行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ
り反復して行われるものという。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲
げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次
に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為
（資金等の提供）の罪又はこれらの罪の未遂

であつて、当該行為が日本国内において行わ
れたとしたならばこれらの罪に当たり、か
つ、当該行為地の法令により罪に当たるもの
を含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行
為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬と
して得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められている罪（口に掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第
二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるもの）により提供された

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

二 サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十一条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたと
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該
行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。）
により提供され、又は提供しようとした財産
として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは长期四年以上の拘
禁刑が定められている罪（ロに掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）

ロ 別表第一（第三号を除く。）又は別表第
二に掲げる罪

二 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるもの）により提供された

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

二 サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十一条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供等の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

三 刑法第九十六条の三（強制執行妨害

等）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万
円以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四（強制執行関係売却妨
害）の罪 五年以下の拘禁刑若しくは五百万
円以下の罰金又はこれらの併科

五 刑法第一百八十六条第一項（常習賭博）の
罪 五年以下の拘禁刑

六 刑法第一百八十六条第二項（賭博場開張等因
利）の罪 三年以上七年以下の拘禁刑

七 刑法第二百二十三条规定第一項（強
要）の罪 五年以下の拘禁刑

八 刑法第二百二十条（逮捕及び監禁）の罪
三月以上十年以下の拘禁刑

九 刑法第二百二十三条第一項又は第一項（強
要）の罪 五年以下の拘禁刑

十 刑法第二百二十五条の二（身の代金目的的
取等）の罪 無期又は五年以上の拘禁刑

十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務
妨害）の罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円
以下の罰金

十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の
罪 五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金

十三 刑法第二百四十六条（詐欺）の罪 一年
以上の有期拘禁刑

十四 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年
以上の有期拘禁刑

十五 刑法第二百六十条前段（建造物等損壊）
の罪 七年以下の拘禁刑

十六 刑法第二百四十九条（恐喝）の罪 一年
以上の有期拘禁刑

十七 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
十号（封印等破棄）の罪 五年以下の拘禁刑

十八 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五年以下の拘禁刑

十九 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十一 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十二 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十三 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十四 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十五 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十六 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十七 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十八 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

二十九 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十一 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十二 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十三 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十四 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十五 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

三十六 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九
九号（封印等破棄）の罪 五百円以下の罰金又は
これらの併科

一、当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二、当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

不去収益等を用ひることにより、法人等の朱

を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

32 前項の罪の未遂は、罰する。
第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪、並びに第六条の二第一項及び第一項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。

第十三條 次に掲げる財産は、没収することがで
きる。
(犯罪収益等の没収等)

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）

二、犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。）

等のための資金等の提供等の処罰に関する法律等のための資金等の提供等の処罰に関する法律
第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの本罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは处分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等

されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするもの）を除き、当該不法収益等を主張する

脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

十九条（不正の手段による補助金等の受付等）の罪

六 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条（不正の手段による交付

金等の受交付等)の罪

(昭和五十三年法律第四十八号) 第一条から
第四条まで(人質による強要等、加重人質強
要、人質殺害)の罪

要人質約言の異

九 民事再生法（平成十一年法律第二百一十五 条（詐欺更生）の罪

号) 第二百五十五条(詐欺再生)の罪
十 会社更生法(平成十四年法律第百五十四

十一号) 第二百六十六条(詐欺更生)の罪
十一 破産法(平成十六年法律第七十五号) 第

二百六十五条（詐欺破産）の罪
十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に
關する法律（昭二二一三云々第ニ二レテシテ）

関する法律（平成二十一年法律第五十五条）第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第

第三項（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪
四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪
前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ

かに該当するときは、犯罪被害財産（第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場

合における当該部分を含む。以下この項において同じ。) を没収することができる。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための

組織により行われたもの、又は第三条第二項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照へて前項各号に掲げ

その他犯罪の性質は照らし前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関する犯人に対する損害賠償請求その他の債権

二 犯人は如何に損害賠償の権利を行使するかの問題である。即ち、求償の行使が困難であると認められるとき。

くは処分若しくは発生の原因につき事實を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為を行つてこそ。

三 当該犯罪被害財産について、情を知つて、
これを收受する行為が行われたとき。
4 次に掲げる財産は、これを没收する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物収益又はその保有若しくは処分に基づき得た財産とこれら財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没收することが相当ないと認められるときは、その一部を没收することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの、

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの（当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等）

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の前三号の財産の保有又は处分に基づき得た財産

五 前項の規定により没收すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は处分を相当でないと認めたときは、これを没収しないことができる。

（犯罪収益等が混和した財産の没収等）

第十四条 前条第一項各号又は第四項各号に掲げる財産（以下「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没收することができる。

第十五条 第十三条の規定による没收は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情報を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供された

ものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができない。当該不法財産は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情報を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。（追徴）

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人の権利の有無その他の事情からこれを没収することができないと認められるときは、その保有又は处分を相当でないと認めたときは、そのこの限りでない。

3 前項ただし書の規定にかかるらず、第十三条第三項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。

4 第十三条第四項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第五項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一条及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十九号）の規定を準用する。（犯罪被害財産の没収手続等）

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

2 第十三条第三項の規定により没収した犯罪被害財産及び第十六条第二項の規定により追徴した犯罪被害財産の価額は、犯罪被害財産等による被害回復付金の支給に關する法律（平成十八年法律第八十七号）に定めるところによる被害回復付金の支給に充てるものとする。（第三者の財産の没収手続等）

第十八条 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。第十九条第一項及び第二十一条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

第二十条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときはも、前項と同様とする。

3 土地権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合に、その権利を存続させることは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させた権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者での責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合には該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一条及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第二百三十九号）の規定を準用する。

第二十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により没収することができる財産（以下「没収対象財産」という。）に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとときは、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に發して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

- 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 6 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)

第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないとときは、その効力を失う。ただし、共犯に對して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財產につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所

在が分からぬいため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

(没収保全に関する裁判の執行)

第二十四条 没収保全に関する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によつて、これを執行する。

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>在が分からぬため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察官の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。</p> <p>(没収保全に関する裁判の執行)</p> <p>第二十四条 没収保全に関する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によつて、これを執行する。</p> <p>2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその賠償が送達される前であつても、することができる。
(没収保全の効力)</p> <p>第二十五条 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。</p> <p>(代替金の納付)</p> <p>第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。</p> <p>2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 第一項の決定に対しても、即時抗告をすることができる。</p> <p>4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。
(不動産の没収保全)</p> <p>第二十七条 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十一条第一項に規定する不動産及び同一第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第八項本文を除く。)、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。</p> <p>2 前項の没収保全命令の賠償及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の賠償(以下「更新の裁判の賠償」という。)は、不動</p> | <p>産の所有者(民事執行法第四十三条第一項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。</p> <p>3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。</p> <p>4 前項の登記は、検察事務官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。</p> <p>5 登記官は、前項の規定による嘱託に基づいて没収保全の登記をしたときは、その登記事項証明書を登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察官に送付しなければならない。</p> <p>6 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。</p> <p>7 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。</p> <p>8 不動産の登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に对抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。</p> <p>9 民事執行法第四十六条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同項中「債務者」とあるのは、「没収保全財産を有する者」と読み替えるものとする。
(船舶等の没収保全)</p> <p>第二十八条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十五条第一項において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同項において単に「自動車」という。)、建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同項において単に「建設機械」という。)又は小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の規定</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

により登録を受けた小型船舶（同項において單に「小型船舶」という。）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

- （動産の没収保全）

により登録を受けた小型船舶（同項において單に「小型船舶」という。）の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

第二十九条 動産（不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。）の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない動産又は同法第一百一十二条第二項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者がに保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書をはり付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

（債権の没収保全）

第三十条 債権の没収保全は、債権者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。）に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第百五十条、第一百五十六条第一項及び第四項並びに第一百六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第一百五十五条及び第一百五十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第一百五十六条第一項及び第四項中「第三債務者」とあるのは「没収保全」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第一百五十六条第一項及び第四項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」

と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは、「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の権利を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは、「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する他の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第六項まで及び第八項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等をするものについて準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第三十一条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくないときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聽かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。刑法訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、第三百

「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の権利をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の権利は、検察官がその権利を指揮する書面に基づいて、これまでの措置を執らなければならない。

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産(同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。)に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。)に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第一百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第一百六十五条(同法第一百六十七条の十四第一項において同法第一百六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行による差押命令の発せられれた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は取立てが困難であるものについて準用する。)

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六百六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。)に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

2 (第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による

差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

(第三債務者は、前項の規定による供託をした所に届け出なければならない。)

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失つたとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

2 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)」と読み替えるものとする。

3 第二項及び第五項の規定は第二項の規定による供託がされた場合における民事執行法第一百六十五条(同法第一百六十七条の十四第一項において同法第一百六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行の停止)

4 第二項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ぜることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)以下この項において同じ。)に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。

3 裁判所は、没収保全が効力を失つたとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたときは、差押債権者が没収対象財産であることを知りながら強制執行の申立てをしたところの請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

4 (担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権が、前項に強制競売の開始決定又は強制執行によって没収保全命令が発せられた後に生じたもの又は附帯権であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行によって没収保全命令が発せられた後で、当該保全がされた後に生じたもの又は附

收するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該債権が消滅することとの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

保全命令による処分の禁止がされたものの実行を
（差押えを除く。）は、没収保全若しくは附帯保
全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は
代替金が納付された後でなければ、することが
できない。

担保権の実行としての競売の手続が開始され
た後に当該担保権について附帯保全命令が発せ
られた場合において、検察官が当該命令の謄本
を提出したときは、執行裁判所は、その手続を
停止しなければならない。この場合における民
事執行法の規定の適用については、同法第八十
三条第一項第二号へ（同法第八十九条、第
百九十二条又は第八百九十三条第二項において準
用する場合を含む。）の文書の提出があつたも
のとみなす。

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の規定による禁止の命令（第三項において「破産手続開始決定等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（同項において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第三十六条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地主権その他の権利であつて附帯保全命令によるもの又は滞納処分による差押えがされている金銭債権に付いて没収保全がされた場合における第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に付して假差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

4 決定等がされたいた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る沒収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二条 裁判所は、第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十三条第三項の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額額を追徴すべき場合に當たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、

4 決定等がなされた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

第三十八條の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帶保全命令の効力等)

第四十一条 附帶保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帶保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

4 決定等がなされた場合におけるこれらの賃金の没収の制限について準用する。
第三十八条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収全命令を発した場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収全金が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、

5 第二十二条第四項及び第五項の規定に、追徴保全命令による処分の禁止をいう
2 以下同じ。)について準用する。
(起訴前の追徴保全命令)
第四十三条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足るる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴状提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。
2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全に

第 第

は、そのに
らない。
(追徴保全
四十七条
必要がな
くはその
不当に長
定をもつ
ならない。
ならない。
合に準用
(追徴保全

超過額は、被請求人命令の取消し
裁判所は、泊
くなつたとき、
弁護人の請求によつて、追徴保全金等
する。
主命の失効)
第三十二条等

吉人に
追徴保
又は、
は、
により
命令を
第二項

全の理由若しくは
追徴保全の期間が
察官、被告人若し
、又は職權で、決
取り消さなければ
への規定は、この場

処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていった場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による处分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による处分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産手続開始決定等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による处分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされ止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定

は長他表余公額さに待きこの動財い保じ吉よお
2 第 2 第

に場合に、自殺の原因は、金を放つことと、債務者の不徳によるものである。このことは、納付の規定によれば、納付の義務がある。

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によってこれを執行する。この命令は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の贈りが被告人又は被疑者に送達される前であつても、これをることができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別のものがあるもののほか、民事保全法その他仮差押命令があるものには、民事保全法その他の法律によつて行われる。

押定 く本 差法よ

及び第三場合を除は有罪の言渡し

百三十九条第
く。)の裁判の
裁判の告知がな
がなかつたこと
訟法第三百三十
第一項第一号の
つた場合におけ
は、第三十三各

第一号の規定によると、
があつたとき、又
場合において追徴
その効力を失う。
第四号又は第三百
による公訴棄却の
徴保全命令の効力
一項の規定を準用す

(失効等の場合の措置)
第四十九条 追徴保全命令が効力を失ったとき、又は追徴保全命令が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全（追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。）に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条及び第二条第二項の規定を除く。）を準用する。

場合において、同条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から二週間」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた日から七日間」と、同項ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、「当該掲示を始めた」と、同法第一百十三条中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」と、「第一百十一条の規定による措置を開始した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十条第二項の規定による掲示を始めた」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する法律第一百十一条の規定による公示送達は、裁判所書記官が送達するべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき旨を裁判所の掲示場に掲示して（上訴提起期間中の処分等）

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴が提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない（不服申立て）

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関する裁判所のした決定に対しても、抗告をすることができる。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当

すると思料するに足りる相当な理由がないこと（第二十二条第二項の規定による決定に関しては同項に規定する理由がないことを）第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に関する決定に関しては第

三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。）を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関する裁判官のした

裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所（簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この

場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

（準用）

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもの

のほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

（第五章 削除）

第五十四条から第五十八条まで

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

（共助の実施）

第五十九条 外国の刑事件（麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの）を除く。）

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものではないとき。追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものではないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内外において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる場合に当たるものではないとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 没収特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの）を除く。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たるるものでないとき。

一 共助犯罪（共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たる場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪又は第十条第三項の罪に当たる場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

三 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができない

ものでないとき。

四 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができる場合に該当するとき、又はその全部について共助をすることができる場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

五 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定をする場合において、第五十九条第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

六 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

この条において「不法財産等」という。に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

（要請の受理）

第六十条 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

2 前項の規定は、不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

（裁判所の審査）

第六十二条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、法務大臣は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十三条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十四条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十五条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十六条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十七条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十八条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に對し、共助をすることができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に對し、共助をすることができる場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

（裁判所の審査）

第六十九条 不法財産又は麻薬特例法第十一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産（以下

（追徴とみなす没収）

5 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の当否を審査することができない。

6 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者（以下「利害關係人」という。）が當該審査請求事件の手続への参加を許されないときは、共助をすることができる場合に該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

二 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

三 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

四 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

五 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

六 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

七 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

八 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

九 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこの債権者。

（抗告）

第六十三条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しても、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前項の抗告の提起期間は、十四日とする。（決定の効力）

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合は、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に關しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条の二 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請国」という。）から、當該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭

（以下この条において「執行財産等」という。）の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

（追徴保全の請求）

第六十五条 共助の要請が追徴のための保全に係るものが相当であると認めるときは、没収又は追徴の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察官の検事正に対し、當該執行財産等の譲与のための保管を命ずるものとする。

二 法務大臣は、執行財産等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に規定する検事正に対し、當該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一 執行共助の要請国から執行財産等の譲与の要請があつた場合において、これに応ずるか否かの判断をするために必要があると認めるとき。

二 執行共助の要請に係る確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる。

一 執行共助の要請がされると思料する場合において、必要があると認めるとき。

二 執行共助の要請がされると思料する場合において、必要があると認めるとき。

一 執行共助の要請がされると思料する場合において、必要があると認めるとき。

（要請国への執行財産等の譲与等）

第六十四条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

（第六十二条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う）

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対する財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

（第六十二条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する）

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

（公訴提起前の保全の期間）

第六十九条 没収又は追徴のための保全の共助の要請につき共助をすることができる。

二 前項の取消しの決定が確定した場合において、当該する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときは、その他その効力がなくなつたときは、裁判所は、検察官又は利害關係人の請求により、決定をもつて、共助をすることができる場合に該当する旨の決定を取り消さなければならない。

三 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決

定について準用する。

（没収保全の請求）

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、裁判所又は裁判官に没収保全命令を發して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

（手続の取消し）

第六十七条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

（管轄裁判所）

第六十八条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

（第七十三条）

第六十九条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の發付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る）及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十

六 電気通信を行うための設備を他人の通信のため不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録してある電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすること。検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信のため不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録してある電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

二 鑑定を嘱託すること。

三 実況見分をすること。

四 書類その他の他のもの的所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求める。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信のため不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行ふための設備を設置している者に対し、その業務上記録してある電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすること。検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

八号) 第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三条の見出し中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至った」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「逃亡罪犯人の引渡しに関する特例」は「執行財産等」と、「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

第七章 雜則

（政令等への委任）

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定めること。

2 この法律に定めるもののか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。

八号) 第八条第二項並びに第十一條第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

2 第六十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条、第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三条の見出し中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号）第六十四条の二第一項に規定する執行財産等をいう。以下同じ。）の引渡し」と、同条第二項中「証拠の送付」とあるのは「執行財産等の引渡し」と、同法第四条中「共助要請書」とあるのは「譲与要請書」と、同法第十四条第一項前段中「証拠の収集を終えた」とあるのは「執行財産等を保管するに至った」と、「収集した証拠」とあるのは「当該執行財産等と、『送付しなければ』とあるのは「引き渡さなければ」と、同条第五項中「第一項、第三項又は前項の規定による送付」とあるのは「第一項の規定による引渡し」と、「証拠」とあるのと「逃亡罪犯人の引渡しに関する特例」は「執行財産等」と、「返還」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

（経過措置）

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則 拷
（施行期日）

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第一二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第三条 第五章の規定の適用については、附則第八条の規定による改正前の麻薬特例法（以下「旧麻薬特例法」という。）第五条第一項の規定による届出は第五十四条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五条第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四条第三項の規定による通知とみなす。

第四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び逃亡罪犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第五十五条 第五十五条の規定による通知とみなす。

第六条 第六条の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び逃亡罪犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の施行によって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により供与された財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

附 則 拷
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第二条に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により供与された財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

附 則 拷
（施行期日）

第一条 この法律は、平成一七年七月七日法律第八号の規定によつても、適用する。

4 第十条及び第十二条の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ

る罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により提供された資金に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

（国等の事務）

第三条 第五章の規定の適用については、附則第八条の規定による改正前の麻薬特例法（以下「旧麻薬特例法」という。）第五条第一項の規定による届出は第五十四条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五条第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四条第三項の規定による通知とみなす。

第四条 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び逃亡罪犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第五十五条 第五十五条の規定による通知とみなす。

第六条 第六条の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外國からの共助の要請及び逃亡罪犯人の引渡しの請求についても、適用する。

第七条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第一百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の施行によって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により供与された財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

附 則 拷
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産（麻薬特例法附則第二項に規定する財産を含む。）に關してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に犯した不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの含む。）により供与された財産に関するこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第二条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

附 則 拷
（施行期日）

第一条 この法律は、平成一七年七月一六日法律第八号の規定によつても、適用する。

4 第十条及び第十二条の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定による届出の日）

第一百九十条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていらないものとみなして、この法律による改正後のみその法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。

この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年二月二日法律第

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為による。この法律（附則第一条ただし書による）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日

二 第三条（第三条を除く。）及び次条の規定平成十二年七月一日）

附 則（平成二年二月二日法律第

（施行期日）

二三五号 抄

（施行期日）

改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれをこの法律の規定に相当の規定があるものとみなす。この附則に別段の定めがあるものを除き、

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日

二 第三条（第三条を除く。）及び次条の規定平成十二年七月一日）

附 則（平成二年五月三日法律第

（施行期日）

二三五号 抄

改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十七条 この附則に規定するものほか、この附則の規定に相当の規定があるものとみなす。この附則に別段の定めがあるものを除き、

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められた日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、

二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日

二 第三条（第三条を除く。）及び次条の規定平成十二年七月一日）

附 則（平成二年六月二日法律第

（施行期日）

二三五号 抄

(施行期日)	附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇)	附 則 (平成一六年六月二日法律第六)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(施行期日)
附 則 (平成一二年一月二九日法律第一〇)抄	附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一〇)	第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条並びに第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破产法」という。)の施行の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一〇)	第二条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。	附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)	第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年六月一五日法律第四)抄	附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)	第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。(罰則に関する経過措置)
(施行期日)	附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)	第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)抄	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一四年五月二九日法律第四)抄	附 則 (平成一五年五月二三日法律第四)	第二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成一五年五月二三日法律第四)	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一五年六月一三日法律第八)	第二条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一四年六月一二日法律第六)抄	附 則 (平成一五年六月一三日法律第八)	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年六月一三日法律第八)	第二条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	附 則 (平成一五年八月一日法律第一三)	第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第九)抄	附 則 (平成一六年五月二八日法律第六)	第二条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律五百四十四号)の施行の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年五月二八日法律第六)	第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 (平成一六年六月九日法律第八九)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附 則 (平成一三年七月四日法律第九七)抄	附 則 (平成一六年六月九日法律第八九)	第二条 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。
(施行期日)		
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。		

<p>附 則 (平成一六年六月一八日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第三十九条 この法律は、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>
<p>附 則 (平成一六年一二月八日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一六年一二月八日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一七年一二月八日法律第一)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第六)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成十八年法律第八十七号)の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>附 則 (平成一八年六月二一日法律第八)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第三項、第十六条第二項及び第十八条の二の規定は、この法律の施行前に犯した罪に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第二項の規定は、この法律の施行前に犯した罪に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十三条第二項に規定する犯罪被害財産に関する法律の施行後に犯した罪の犯罪行為を理由とする当該犯罪被害財産若しくはその保有若しくは処分に基づき得た財産の没収又はその価額の追徴についても、適用する。</p> <p>(政令への委任)</p>
<p>附 則 (平成一九年三月三一日法律第二)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条第二項(第二十二号及び第二十四号を除く)、第四条から第十条まで及び第十三条から第二十八条までの規定並びに次条、附則第五条から第七条まで、附則第九条から</p>

一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置））

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定（以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年六月二一日法律第六号）抄

（施行期日）
八四号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一百一十条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年一月二七日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一百一十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
一 正する法律(平成二十五年法律第八十四号)
の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年四月二三日法律第二
五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二五日法律第七
九号) 抄
(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二七日法律第九
一号) 抄
この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二一日法律第
一一三号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年九月四日法律第六
三号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年九月九日法律第六
五号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六
一条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（刑事訴訟法第九十条、第一百五十二条及び第一百六十一條の改正規定に限る。）、第三条及び第五条及び第八条の規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

附 則（平成一九年五月二四日法律第三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月三日法律第五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月三日法律第五号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年五月二四日法律第三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三及び四 略

五 第十三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成一七年九月二八日法律第七四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

、同法第七十四条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る）、同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の所持等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正受交付等）の罪、同法第七十四条の六の三（未遂罪）の罪（同法第七十四条の六の二第一項第三号及び第四号の罪に係る部分を除く。）又は同法第七十四条の八（不法入国者

三 業農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十九条の九第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十号）第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十二号）第一百二十九条の三第一号（損失益の收受等）の罪

十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百四十九号）第二十五条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条の三第一号（銃砲及び爆弾以外の武器の無許可製造）の罪
十九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第一百条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
二十 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪（同法第一条第一項の違反行為に係るものに限る。）

法（平成三年法律第七十一号）第二百八十九条
（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十九 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百七十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百三十二条第二項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）の罪

三十 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百九十七条第一号（損失補填に係る利益の收受等）又は第三百十一条第三項（社員等の権利等の行使に関する利益の受供与）の罪

等の藏匿等)の罪
九 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号) 第二十三条第一項第一号(旅券等の不正受交付)若しくは第三号から第五号まで(自名義旅券等の譲渡等、他人名義旅券等の譲

補填に係る利益の收受等)の罪
八 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律
第一百八十一号) 第百十二条の三(損失補填に
係る利益の收受等)の罪

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の

三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一
号）第一百四十三条第四号（損失補填に係る利
益の收受等）の罪

渡等、偽造旅券等の譲渡等)若しくは第二項(營利目的の旅券等の不正受交付等)の罪又はこれららの罪に係る同条第三項(未遂罪)の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪
十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十一条（売春をさせる契約）の罪

十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）
第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び獵銃以外の銃砲又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十二条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十三条の十八第一項（拳銃実乞の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条等第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）
二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

十五 (拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)
第三十一条の十六第一項第一号 (拳銃等及び獵銃以外の銃砲又は刀剣類の所持)、第二号 (拳銃部品の所持) 若しくは第三号 (拳銃部品の譲渡し等) 若しくは第二項 (未遂罪) 第三十二条の十七 (拳銃等としての物品の輸入等)、第三十二条の十八第一項 (拳銃実乞の譲渡しと譲受けの周旋) 又は第三十二条の一号 (拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等) の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第八十四条第九号 (無許可医薬品販売業) の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律 (昭五十三年法律第百一号) 第五条 (開設等) の罪

二十五 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) 第六十二条第一号 (無免許営業) 又は第六十二条第一号 (無免許営業) の罪

十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）

第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び獵銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）

第三十二条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十二条の十八第一項（拳銃実印の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五条（開設等）の罪

二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十二条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（林業業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の趣旨並に為に係るものに限る）

表表第二（第二条関係）

一 刑法第一百六十三条の四（支払用カード電磁的記録不正作出準備）の罪、同法第一百六十三条の五（未遂罪）の罪（同法第一百六十三条の四第一項の罪に係る部分に限る。）又は同法第一百七十五条（わいせつ物頒布等）若しくは第八百八十六条第一項（常習賭博）の罪

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十八条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

の受供与) 又は第三百四十三条第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第九十条の四の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十五 覚醒剤取締法第四十一条の十三(覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋)の罪

十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項(不法就労助長)又は第七十三条の五(在留カード偽造等準備)の罪

六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和二十年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例

別表第二（第二条関係）

口 この表に掲げる罪

二 金融地

機関の信託業務の兼當等に関する法律
（八年法律第四十三号）第十八条第二項
（失補填に係る利益の收受等）の罪

十六

田ノ国管理及び難民認定法第1項（不法就労助長）又は第七往留カード偽造等準備の罪

七十三條の

一 第三条（組織的な殺人等）、第九条第一項から第三項まで（不法収益等による法人等の

イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）又は同法第七十九条（内乱等救助）の罪（同項の罪（同項第三号に係る部分に限る。）及び同法第七十七条第二項の罪に係るもの）を除く。）

ロ 刑法第八十一条（外患誘致）又は第八十二条（外患援助）の罪

ハ 刑法第一百六条（騒乱）の罪（同条第三号に係る部分を除く。）

二 刑法第一百八条（現住建造物等放火）、第一百条第一項（非現住建造物等放火）若しくは第一百十条第一項（建造物等以外放火）の罪又は同法第一百七十七条第一項（激發物破裂）の罪（同法第一百八条、第一百九条第一項又は第一百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

ホ 刑法第一百十九条（現住建造物等浸害）又は第一百二十条（非現住建造物等浸害）の罪（同法第一百八条、第一百九条第一項又は第一百十条第一項の例により処断すべきものに限る。）

ト 刑法第一百三十六条（あへん煙輸入等）、第一百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）又は第一百三十九条第二項（あへん煙吸食のための場所提供）の罪

チ 刑法第一百四十三条（水道汚染）、第一百四十六条前段（水道毒物等混入）又は第一百四十七条（水道損壊及び閉塞）の罪

リ 刑法第一百四十八条（通貨偽造及び行使等）又は第一百四十九条（外国通貨偽造及び行使等）の罪

ヌ 刑法第一百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪、同法第一百五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）

ヌ 刑法第一百五十七条第一項（公正証書原本不実記載等）の罪若しくはこれらに係る同法第一百五十八条第一項（偽造公文書行使等）の罪、同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に係る同法第一百六十一条第一項（偽造私文書等行使）の罪又は同法第一百六十一条の第二項から第三項まで（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

ル 刑法第一百六十二条（有価証券偽造等）又は第一百六十三条第一項（偽造有価証券行使等）の罪

ヲ 刑法第一百六十三条の二（支払用カード電磁的記録不正作出等）又は第一百六十三条の三（不正電磁的記録カード所持）の罪

ハ 刑法第一百六十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪

二 刑法第一百七十六条（不同意わいせつ）又は第一百七十七条（不同意性交等）の罪

ワ 刑法第一百九十五条（公印偽造及び不正使用等）の罪

タ 刑法第一百九十七条第一項（収賄）若しくは第二項（事前収賄）、第一百九十七条の二（から第一百九十七条の四まで）（第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あせん収賄）又は第一百九十八条（贈賄）の罪

ヨ 刑法第二百二十四条（傷害）の罪

ソレ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十五条（営利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二（から第二百二十六条の四まで）（窃盗、不動産侵奪、強盗）の罪

二 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百二十六条の三（被略取者等所買）、第二百二十六条の三（被略取者等所買）、第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者等所買）、第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損壊等業務妨害）の罪

ナ 刑法第二百四十六条の二から第二百四十八条まで（電子計算機使用詐欺、背任、準受け等）の罪

ム 刑法第二百五十六条第二項（盜品有償譲り）の罪

三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第三条、第五条若しくは第六条（爆発物の製造等）の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）又は第三条（偽造印紙等の使用等）の罪

五 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壊）の罪

六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七十七条（強制労働）の罪

七 職業安定法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪

八 駅便法（昭和二十二年法律第一百四十九号）第八十五条第一項（児童の引渡し及び支配の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）

九 児童福祉法第六十条第一項（児童淫行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）

十 郵便法（昭和二十二年法律第一百六十五号）第十一条（内部者取引等）の罪

十一 金融商品取引法第一百九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）又は第一百九十七条の二（内部者取引等）の罪

十二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十四号）第二十四条第一項（大麻草の栽培）又は第二十四条の六第一号（大麻の持出し）の罪

十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十号）第一百十一条（暴行等による船員職業紹介等）の罪

十四 競馬法（昭和二十三年法律第一百五十九号）第三十条（無資格競馬等）の罪

十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）の罪

十六 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪

十七 電波法（昭和二十五年法律第一百三十一号）第一百八条の二第一項（電気通信業務等の運用に供する無線局の無線設備の損壊等）の罪

十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第一百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）の罪

十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九十三条（重要文化財の無許可輸出）、第一百九十五条第一項（重要文化財の輸出）、第一百八号（第二百八号）第六十一条（無資格競走等）の罪

二十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第一条（偽造等）又は第一条第一項（偽造印紙等の使用等）の罪

二十一 商品先物取引法第三百五十六条（商品市場における取引等に關する風説の流布等）の罪

二十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三条）第一百条第一項（自動車道における自動車往来危険）又は第一百一条第一項（事業用自動車の転覆等）の罪

二十三 投資信託及び投資法人に関する法律第十二条（から第十二条の三まで）（自動車の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

二十四 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条（無資格モーターボート競走等）の罪

二十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百九十八条（保安林の区域内における森林窃盗）、第二百一十条（森林窃盗の瞞物の運搬等）又は第二百二一条第一項（他人の森林への放火）の罪

二十六 覚醒剤取締法第四十一条第一項（覚醒剤の輸入等）、第四十一条の二第一項（若しくは第二項（覚醒剤の所持等）、第四十一条の三第一項若しくは第二項（覚醒剤の使用等）又は第四十一条の四第一項（管理外覚醒剤の施用等）の罪

二十七 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたもの除外）、同法第七十三条の二第一項（不法就労助長）、第七十三条の三第一項から第六項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十四条第一項（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四第一項（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号（偽造外國旅券等の所持等）若しくは難民旅行証明書等の不正受交付）若しくは第二号（偽造外國旅券等の所持等）若しくは難民旅行証明書等の不正

受交付等)若しくは第七十四条の八第一項若しくは第二項(不法入国者等の藏匿等)の罪
二十八 旅券法第二十三条第一項(旅券等の不正受交付等)の罪
二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第三百三十八条)第五条(軍用物の損壊等)の罪
三十 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条第一項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二第二項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の製剤等)、第六十四条の三第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の施用等)、第六十五条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十六条第一項若しくは第二項(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十六条の二第一項(麻薬の製剤等)、第六十六条の三第一項(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四第二項(精神目的の向精神薬の譲渡等)の罪
三十一 有線電気通信法(昭和二十八年法律第十九号)第十三条第一項(有線電気通信設備の損壊等)の罪
三十二 武器等製造法第三十一条第一項(銃砲の無許可製造)若しくは第三十一条の二第一項(銃砲弾の無許可製造)の罪又は同法第三十条の三第四号(猟銃等の無許可製造)の罪(猟銃の製造に係るものに限る。)
三十三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十号)第一百八条の四第一項若しくは第二项(輸出してはならない貨物の輸出)、第一百九条第一項(ガス工作物の損壊等)の罪
三十四 關稅法(昭和二十九年法律第六十号)第五十一条第一項若しくは第二項(輸入してはならない貨物の輸入)、第一百九十二条第一項(ガス工作物の損壊等)の罪
三十五 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条第一項若しくは第二項(けし物の運搬等)の罪
三十六 旅券法(昭和三十三年法律第七十九号)第百九十六条又は第一百九十六条の二(特許権等の侵害)の罪

三十七 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律第五条(高金利等)、第五条の二第一項(高保証料)、第五条の三(保證料がある場合の高金利等)又は第八条第一項若しくは第二項(業として行う著しい高金利の脱法行為等)の罪
三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪
三十九 売春防止法第八条第一項(対償の收受等)、第十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪
四十 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十六条第一項(高速自動車国道の損壊等)の罪
四十一 水道法(昭和三十二年法律第七十七条)第五十一条第一項(水道施設の損壊等)の罪
四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第一項(銃砲等の発射)の罪(拳銃等の発射に係るものを除く。)、同条第二項若しくは第三項(拳銃等の発射)若しくは第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項(銃砲等の所持等)の罪(拳銃等の所持に係るものを除く。)、同条第二項若しくは第三項(拳銃等の所持)若しくは第三十一条の二第一項(拳銃等の輸入)の罪、同法第三十一条の三第一項若しくは第二項(銃砲等の所持)、第三十一条の四第一項若しくは第二项(拳銃等の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持)、第三十一条の九第一項(拳銃実包の譲渡し等)、第三十一条の十一第一項第一号(偽りの方針により銃砲等の所持の許可を受ける行為)、第三十一条の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持)、第三十一条の九第一項(拳銃実包の譲渡し等)、第三十一条の十一第一項第一号(偽りの方針により銃砲等の所持の許可を受ける行為)、第三十一条の七第一項(拳銃実包の輸入)、第三十一条の八(拳銃実包の所持等)若しくは第三十一条の十三(拳銃等の輸入に係る資金等の提供)の罪
四十三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四十四条第一項(公共下水道の施設の損壊等)の罪
四十四 特許法(昭和三十四年法律第一百二十一号)第百十九条第一項又は第二項(著作権等の侵害等)の罪
四十五 実用新案法(昭和三十四年法律第一百三十三条)第五十六条(実用新案権等の侵害)の罪
四十六 意匠法(昭和三十四年法律第一百二十一条)第六十九条又は第六十九条の二(意匠権等の侵害)の罪
四十七 商標法(昭和三十四年法律第一百二十七条)第七十八条又は第七十八条の二(商標権等の侵害)の罪
四十八 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)第一百十五条(不正な信号機の操作等)の罪
四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の二(業として行う指定薬物の製造等)の罪
五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の处罚に関する特例法(昭和三十九年法律第一百一号)第二条第一項(自動列車制御設備の損壊等)の罪
五一 電気事業法(昭和三十九年法律第一百七十号)第一百十五条第一項(電気工作物の損壊等)の罪
五十二 所得税法(昭和四十年法律第三百三十三条)第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項(偽りにより所得税を免れる行為等)又は第二百四十条第一項(所得税の不納付)の罪
五十三 法人税法(昭和四十年法律第三百四号)第一百五十九条第一項又は第三項(偽りにより法人税を免れる行為等)の罪
五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の处罚に関する法律(昭和四十三年法律第一百二号)第一条第一項(海底電線の損壊)又は第二条第一項(海底パイプライン等の損壊)の罪
五十五 著作権法(昭和四十五年法律第四十八条)第一百十九条第一項又は第二項(著作権等の侵害等)の罪
五十六 航空機の強取等の处罚に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条第一項(航空機の強取等)又は第四条(航空機の運航阻害)の罪
五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第一百三十七号)第二十五条第一項(無許可廃棄物処理業等)の罪
五十八 火炎びんの使用(昭和四十七年法律第一百三十七号)第二条第一項(火炎びんの使用)の罪

五十九 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三十四条第一項(熱供給施設の損壊等)の罪
六十 航空の危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条(航空危険)、第二条第一項(航行中の航空機を墜落させる行為等)、第三条第一項(業務中の航空機の破壊等)又は第四条(業務中の航空機内への爆発物等の持込み)の罪
六十一 人質による強要行為等の处罚に関する法律第一条第一項若しくは第二項(人質による強要等)又は第二条(加重人質強要)の罪
六十二 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条第一項(生物兵器等の使用)若しくは第二項(生物剤等の発散)又は第十条第一項(生物兵器等の製造)若しくは第二項(生物兵器等の所持等)の罪
六十三 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条(無登録営業等)の罪
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条(有害業務目的の労働者派遣)の罪
六十五 預託等取引に関する法律(昭和六十一号)第六十二条(勧誘等の禁止等)の罪
六十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十七 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)第六十四条第一項又は第五項(偽りにより消費税を免れる行為等)の罪
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法第二十六条第一項から第六項まで(特別永住者証明書の偽造等)又は第二十七条(偽造特別永住者証明書等の所持)の罪
六十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第七条(薬物犯罪収益等収受)の罪
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等)の罪

七十一 不正競争防止法第二十一条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪
七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制に関する法律（平成七年法律第六十五号）第一項から第三項まで（化学兵器の使用）若しくは三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第一項（毒性物質等の発散）又は第三十九条の罪
七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の発散）又は第六条第一項（サリン等の製造等）の罪
七十四 保険業法第三百三十一条第四項（株主等の権利の行使に関する利益の供与等についての威迫行為）の罪
七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第一百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪
七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第八十三号）第七十六条（スポーツ振興投票）の罪
七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第七十七条（育成者権等の侵害）の罪
七十八 資産の流動化に関する法律第三百十一条第六項（社員等の権利等の行使に関する利益の供与等についての威迫行為）の罪
七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六十七条第一項（二種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
八十 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第一百六号）第二十二条第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪
八十一 児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項までの（児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪
八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者以外の者による資金等の提供等）の罪

八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為の罪）
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪
八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合意、株式の超過発行、第一九百六十八条（株主等の権利の行使に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪
九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成二十一年法律第一百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪

九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第一一二号）第十一条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪
九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的な映像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等の映像送信）の罪
九十四 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪
ロ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪
三 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
ロ 刑法第一百六十九条（偽証）の罪
四 爆發物取締罰則第九条（爆發物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪
六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪
七 一 別表第四（第六条の二関係）
イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪（同項第三号に係る部分を除く。）並びに同法第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）及び第一百九十八条（贈賄）の罪
ロ 爆発物取締罰則第一条（爆発物の使用）の罪
ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）並びに同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪
三 一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）
イ 刑法第九十八条（加重逃走）、第九十九条（被拘禁者奪取）又は第一百条第二項（逃走援助）の罪
ロ 刑法第一百六十九条（偽証）の罪
四 爆發物取締罰則第九条（爆發物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪